

「わかりやすい 第1種電気工事士 筆記試験」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.219 (1) 特殊な場所以外の屋内配線工事の種類

5行目、「可とう電線管工事」を「**金属可とう電線管工事**」に変更。

P.219 表7・1の左端上から5行目

「可とう電線管工事」の欄を「**金属可とう電線管工事**」に変更。

P.220 上から2行目

表7・1の合成樹脂線び工事の欄を**すべて削除**。

P.220 (2) 管工事及びダクト工事全般の規定 3行目

「合成樹脂線び及び金属線び工事などの線び工事共通の規定」を「**金属線び工事における工事共通の規定**」に変更。

4行目最後(文末)に**(内線規定も含む)**を追加。

P.220

(b) 「直径3.2[mm]」を「**直径3.2[mm](アルミ線にあつては4[mm])**」に変更。

(e) 「可とう電線管」を「**金属可とう電線管**」に変更

(f) 「管,ダクト及び～」を「**ケーブル,管,ダクト及び～**」に変更。

P.224 (1)金属管工事 (c)の② 2行目

「8m以下のものを人が容易に触れるおそれがないように施設する」を「**8m以下のものに簡易接触防護措置を施す**」に変更。

P.225

「(3)可とう電線管」を「**(3)金属可とう電線管**」に変更。

P.225 (3)の1行目

「可とう電線管工事の施工は,」を「**金属可とう電線管工事の施工は,」**に変更。

P.225 (3)の3行目

「(a)可とう電線管は,」を「**(a)金属可とう電線管は,」**に変更。

P.228 上から3行目

「ただし、人が触れるおそれがないように施設する場合は、」を「ただし、簡易接触防護措置を施す場合は、」に変更。

P.228 (2) バスダクト工事の規定 (c)の2行目

「ただし、人が触れるおそれがないように施設する場合は、」を「ただし、簡易接触防護措置を施す場合は、」に変更。

P.230 上から5～6行目(g)

「ダクトを人が容易に触れるおそれのある場所に施設するときは、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。」を「ダクトの導体に電気を供給する電路には、原則として当該電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。」に変更。

P.232 やってみよう！重要問題3. 選択肢八

「可とう電線管工事」を「金属可とう電線管工事」に変更。

P.233 解説3. の2行目

「～を除く可とう電線管工事、」を「～を除く金属可とう電線管工事、」に変更。

P.233 (1) ケーブル工事全般の規定

2行目最後(文末)に、(内線規定を含む)を追加。

P.233 (1)

「(a)「ケーブルは、ビニル外装ケーブル、ポリエチレン外装ケーブル及び3種又は4種のキャブタイヤケーブル等であること。」を「(a)電線は、ケーブル、2種以上のキャブタイヤケーブル及び2種以上のクロロプレンキャブタイヤケーブル等であること。」に変更。

P.233 (1) (b)

「移動電線として使用するケーブルは原則として、1種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積 0.75mm^2 以上のものであること。」を「移動電線として使用するケーブルは原則として、キャブタイヤケーブル及び2種以上のクロロプレンキャブタイヤケーブル等のケーブルであって、断面積 0.75mm^2 以上のものであること。」に変更。

P.234 ②の2～3行目

「8m以下のものを人が容易に触れるおそれのないように施設するとき」を「8m以下のものに簡易接触防護措置を施すとき」に変更。

P.234 (h)の3~4行目

「ただし、人が触れるおそれのないように施設する場合は、」を「ただし、接触防護措置を施す場合は、」に変更。

(k)の3行目

「60cm以上の土冠」を「60cm以上の埋設深さ」に変更。

P.234 図7・9

「土冠」を「埋設深さ」に変更。

「土管等」を「トラフ等」に変更。

P.235 解説1.

「解釈第137条」を「解釈第123条」に変更。

P.237 解説2.

「第20条」を「第17条」に変更。

P.237 解説3.

「第65条」を「第67条」に変更。

P.237 解説4.

「第99条」を「第117条」に変更。

P.238 上から1行目

「第29条」を「第22条」に変更。

P.238 上から2行目

「第20条」を「第17条」に変更。

P.238 (d)ちょう架用線の施設 上から2行目

「第65条」を「第67条」に変更。

P.238 (e)高圧ケーブルの引込高さ 上から2行目

「第95条」を「第117条」に変更。

P.239 (c)埋設シート 上から3行目

「第 134 条」を「第 120 条」に変更。

P.239 (3)高圧屋内配線の施設 上から 1 行目

「第 202 条」を「第 168 条」に変更。

P.240 (b) 上から 4 行目

「ただし、人が接れるおそれがないように施設する場合は、」を「ただし、接触防護措置を施す場合は、」に変更。

P.240 (4)高圧屋側電線路の施設 上から 1 行目

「第 92 条」を「第 111 条」に変更。

P.240 (b)

「ケーブルは、堅ろうな管若しくはトラフに収め、又は人が触れるおそれがないように施設すること。」を「ケーブルには接触防護措置を施し、かつ展開した場所に施設すること。又、メタルラス等が存在する場合にはメタルラス等の工事規定による。」に変更。

P.240 (e) 上から 4 行目

「人が触れるおそれがないように施設する場合は、」を「接触防護措置を施す場合は、」に変更。

P.241(5)高圧屋上電線路の施設 1 行目

「第 95 条」を「第 114 条」に変更。

P.243 解説 3. 「第 170 条」を「第 148 条」に変更。

P.243 解説 4. 「第 202 条」を「第 168 条」に変更。

P.246 (c) 上から 3 行目

「人が触れるおそれがないように」を「人が触れるおそれがない高さで」に変更。

P.246 (c) 上から 4 行目

「類するものの上に～」を「類する絶縁性のものの上に」に変更。

P.252 やってみよう！重要問題 1. の 2 行目

「高圧電路」を「高圧交流電路」に変更。

P.252 問題 2. の 1 行目

「電路」を「交流電路」に変更。

P.252 問題 3. の 2 行目

「電路」を「交流電路」に変更。

P.253 表 8・2 を以下のように変更。

表 8・2

電路の種類		試験電圧
最大使用電圧が	交流の電路	最大使用電圧の 1.5 倍の交流電圧
7,000V 以下の電路	直流の電路	最大使用電圧の 1.5 倍の直流電圧 又は 1 倍の交流電圧

P.255 チャレンジ! 関連問題 1. の 1 行目

「高圧電路」を「高圧交流電路」に変更。

P.263 一番下の行。

「① 出力 20 kW 未満の太陽電池発電」を

「① 出力 50kW 未満の太陽電池発電」に変更

P.329 問題 33 の解説

「第 95 条」を「第 114 条」に変更。

P.329 問題 34 の解説

「第 14 条」を「第 15 条」に変更。